

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔 厚生労働省発健0319第22号 〕 〔 令 和 2 年 3 月 1 9 日 〕</p> <p>(通則) 1 (略)</p> <p>(交付の目的) 2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3 (略)</p> <p>(交付の対象外費用) 4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法) 5 (略)</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔 厚生労働省発健0310第5号 〕 〔 令 和 2 年 3 月 1 0 日 〕</p> <p>(通則) 1 (略)</p> <p>(交付の目的) 2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3 (略)</p> <p>(交付の対象外費用) 4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法) 5 (略)</p>

改正後					現行				
第 3 表					第 3 表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
感染症検査機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1	感染症検査機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) (新設)	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) (新設)	感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1

改正後

第 4 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	定額

以下、(略)

現行

第 4 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) (新設)	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	定額

以下、(略)